

## 各 PTA 会員 様

### 島根県 PTA 連合会

#### 【令和5年度版】島根県 PTA 連合会安全互助会の加入について（お願い）

新入会員の皆様には、ますますご健勝にて日々ご活躍のことと存じます。

さて、島根県 PTA 連合会では平成5年度より、県下全 PTA 会員が相互扶助の精神に立って会費を出し合い、PTA 行事実施中の不慮の事故等に対応するため「島根県 PTA 連合会安全互助会」を創立し、事故による不安を少しでも解消し、より充実した PTA 活動が展開できるよう努めています。昨年度も県下全会員の皆様にご加入いただきました。新会員の皆様におかれましても、この会の趣旨をよくご理解され、ご加入くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 島根県 PTA 連合会安全互助会の目的

PTA は次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的として、保護者と先生により組織された社会教育団体です。

この活動を充実発展させるためには、各種活動中に生じる事故を防止すると共に、積極的に安全教育を徹底しなければなりませんが、予測できず、また未然に防ぐことが出来ない事故に対しては、全 PTA 会員が相互に扶助することによって、安心して活動できるような体制が必要です。

そこで、PTA 活動の円滑な運営と児童・生徒の安全確保に資するため、島根県 PTA 連合会全会員が一致協力して会費を拠出し、各種 PTA 活動中の事故に対して見舞金を給付することを目的として「島根県 PTA 連合会安全互助会」を創立しました。

#### 2. 島根県 PTA 連合会安全互助会の会員

この会の会員は、島根県 PTA 連合会に所属する各単位 PTA 会員及び児童・生徒とします。

#### 3. 島根県 PTA 連合会安全互助会の事業

(1) PTA 活動中における事故等に対して、見舞金を給付します。

\*保険会社と連携した傷害事故補償並びに PTA の損害責任補償制度に基づく。

(2) 県 P 連及び各市郡 P 連への活動助成。

(3) 教育振興事業、安全教育に関すること。

(4) その他、必要と認められた事業。

#### 4. 島根県 PTA 連合会安全互助会の会費

1世帯あたり、年間 400 円です。（PTA 会員 200 円、児童・生徒 200 円）

\*1 年間分の保険掛金を含む。

\*兄弟姉妹が小・中学校に在籍している場合は、最年長の児童・生徒とする。

#### 5. おヶガの被保険者の範囲

① 保険証券記載の PTA 会員\*（以下 PTA 会員）および児童・生徒

② PTA 会員の同居の祖父母

③ PTA 会員の代理としてその PTA 行事に参加する者（ただし、その行事への参加が事前に PTA より認められているものに限る）

\*PTA 会員とは、父母会員、教職員会員をいいます。父母会員が児童・生徒の両親でない場合は、PTA 会員名簿に記載された者とします。

#### 6. 島根県 PTA 連合会安全互助会給付金額と給付日数

\*本制度は委託先である引受保険会社の約款、取扱規定等に準じて給付される

傷 害 補 償	項目	見舞金額	日数および要件
	通院	1日 2,000 円	事故発生から 180 日以内の 90 日間が限度
	入院	1日 4,000 円	事故発生から 180 日以内
	手術	手術の際の入院の有無による	入院中 40,000 円 入院中以外 20,000 円
	後遺障害	24 万円～600 万円	事故発生から 180 日以内 (程度に応じて死亡弔慰金の 4%～100%)
	死亡	600 万円	事故発生から 180 日以内
	熱中症補償		上記の通り
	細菌性食中毒補償		上記の通り

対象外①独立行政法人日本スポーツ振興センター共済給付の対象となる傷害②故意・犯罪行為・自殺行為、闘争行為による傷害  
③疾病、心神疾患④地震・噴火・津波による傷害⑤むちうち、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないものなど

賠 償	対人賠償	被害者 1 名につき 1 億円、1 事故につき 3 億円を支払限度とする 自己負担額 1,000 円
	対物賠償	1 事故につき 1,000 万円を支払限度とする（保険期間中 1,000 万円限度） 自己負担額 1,000 円
	保管物	1 事故につき 10 万円を支払限度とする（保険期間中 500 万円限度） 1 事故につき自己負担額 5,000 円

対象外①保険契約者・被保険者の故意②PTA 活動の終了後に行われた PTA 活動以外の活動によって生じた賠償責任③自動車・車両（原動力が専ら人力であるものを除く）の所有、使用、管理に起因する賠償責任④PTA の占有を離れた物に起因する賠償責任など

#### 7. 給付の対象となる活動内容

1. 年度当初において、あらかじめ事業計画として決定されている P T A 活動。
2. P T A 管理下における活動。（PTA 管理下とは、「PTA が計画し実施するものと認められるもので、PTA 会長が責任をとりうる態勢の下における活動」をいう。）

主 な 活 動 内 容	
1	県 P 連、市郡 P 連、単位 P T A （以下、「PTA」という。）が主催又は、共催するもので、あらかじめ計画された事業に参加中の災害。 ※ 総会、役員会、理事会、運営委員会、専門委員会等の諸会合 ※ 研修会、学年集会、学級集会、地区 P T A 集会、奉仕活動、廃品回収等への参加 ※ 各種球技大会、レクレーション等への参加、応援、練習 ※ キャンプ引率、海浜学級、林間学校、プール当番、交通指導、校外補導等への参加 但し、*部活動、中体連・小体連等 学校管理下の活動は除く *スポーツ少年団活動等、地域子ども会活動は除く *PTA 以外の団体が主催する大会等への参加は除く
2	PTA を代表して日本 PTA 全国協議会、日本 PTA 中国ブロック協議会の主催する諸会合及び諸行事に参加する場合。
3	上記 1、2 の運営に関する業務への参加以外に、参加のために要する正規の往復期間中も活動中とみなす(傷害補償に限る)。但し、他所に立ち寄った後の災害は、正規の往復期間中とは、みなさない。

島根県安全互助会の内容は島根県 PTA 連合会のホームページからもご確認いただけます。

島根県 PTA 連合会 <http://www.shimane-ptajp>